

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月13日(月)午前9時00分から9時40分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員(10名)

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員(1名) 担当区域4 白戸 卓郎

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可
について

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 職員の任免について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ
いて

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受
理について

報告第7号 農用地利用集積計画の決定に係る訂正について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、3月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業
委員10名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会規則第6条により
会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。3番の山本久行委員と4番の中山静
子委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第8号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が1件です。

【議案第8号、所有権移転の整理番号9、10、賃貸借権設定の整理番号4について説明】

3ページの所有権移転の整理番号9については、大袋地区の(株)青南商事から東側約80mに位置する農地であります。

これまで、譲渡人の母親が農地を耕作していましたが、母親が亡くなったことから、管理する者がいなくなったため、親戚である譲受人が取得するものであります。

次に、整理番号10については、豊蒔地区農村公園から北東約290mに位置する農地であります。

これまで、使用貸借権設定により別の人に貸していましたが、期間満了により更新しなかったため、次の耕作者を探した結果、隣接地を所有する譲受人が取得することとなったものであります。

次に、4ページの賃貸借権設定の整理番号4については、前田屋敷地区から西北西約750mに位置する農地であります。

これまで、農業経営基盤強化促進法において賃貸借権設定をしていましたが、期間満了を機に、自動更新となる農地法第3条へ切り替えるものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第8号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第8号は議案のとおり決定することとします。
次に、議案第9号に入る前に、農業委員会に関する法律第34条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、農業委員の白戸陽平委員は審議終了までの退席をお願いします。

(白戸陽平委員 退席9:08)

議案第9号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が11件、使用貸借権設定が1件です。

【議案第9号、所有権移転の整理番号13～15、賃貸借権設定の整理番号24～34、使用貸借権設定の整理番号3について説明】

6ページの所有権移転の整理番号13については、大曲地区農村公園から西北西約310mに位置する農地であります。

譲渡人自ら耕作しておらず、今後も耕作する意思がないことから、隣接地を所有する譲受人が経営規模拡大のため、取得するものであります。

次に、整理番号14については、二津屋地区から西北西約370mと西側に隣接する農地であります。

譲渡人が水稻の規模縮小のため、譲受人へ相談したことから、経営規模拡大を目指す譲受人が取得することとなったものであります。

次に、整理番号15については、大袋地区から北側約700mに位置する農地で、これまでも譲受人が耕作してきた場所であります。

平成30年3月に農地所有者が亡くなった後、相続関係人が相続放棄した農地であります。今回、相続関係人が申立人となり、弁護士を相続財産管理人として選任し、農地を売買することとなったものであります。

次に、7ページの賃貸借権設定の整理番号24については、役場から南側約770mに位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

次に、整理番号25については、土矢倉地区集会所から南側約130mと他4筆であります。

期間満了による再設定であります。

次に、8ページの整理番号26については、二津屋地区コンビニエンスストアから南東約240mに位置する農地であります。

賃貸人が水稻の規模縮小のため、賃借人へ相談し、貸借することとなったものであります。

次に、整理番号27については、枝川地区から北北西約520mに位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

次に、9ページの整理番号28については、垂柳地区の北側に隣接する農地であります。

期間満了による再設定であります。

次に、整理番号29については、垂柳地区から東南東約670mと北側に隣接する農地であります。

期間満了による再設定であります。

次に、10ページの整理番号30については、東光寺地区のオリテック(株)から南西約170mと前田屋敷地区から東側約450mに位置する農地であります。

農地中間管理事業による設定であります。

次に、整理番号31については、前田屋敷地区の光田寺保育園から北東約150mに位置する農地であります。

農地中間管理事業による設定であります。

次に、11ページの整理番号32については、川部・和泉地区の(株)ムツミテクニカから北側約360mに位置する農地であります。

農地中間管理事業による設定であります。

次に、整理番号33については、川部・和泉地区の(株)ムツミテクニカから北北西約590mに位置する農地であります。

農地中間管理事業による設定であります。

次に、整理番号34については、川部・和泉地区の(株)ムツミテクニカから北北西約550mに位置する農地であります。

農地中間管理事業による設定であります。

次に、12ページの使用貸借権設定の整理番号3については、境森地区から西北西約650mに位置する農地であります。

農地中間管理事業による設定であります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第9号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員（3番 山本久行委員）
6ページの整理番号15について、残る農地はどうなるのか。
改良区の水利費等も関係してくるのでは。

委 員（2番 菊地卓朗委員）
相続財産管理人が全部管理しているので、今後、手続きすると思われる。

会 長 暫時、休憩します。

（休憩）

休憩を解き、会議を再開します。
他に、ありませんか。

委 員（6番 福原義明委員）
1.2ページの整理番号3は、土地代金が記載されていないが。

会 長 使用貸借権設定のため、記載はありません。
他にありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第9号は議案のとおり決定することとします。

（白戸陽平委員 着席9：19）

次に、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題といたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第5号について説明いたします。

【報告第5号について説明】

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第5号を終わります。

次に、報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので、報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第6号について説明いたします。

【報告第6号について説明】

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無ければ、報告第6号を終わります。

次に、報告第7号、農用地利用集積計画の決定に係る訂正について報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第7号について説明いたします。

2月総会で5年間の賃貸借権設定で決定しておりましたが、その後、譲渡人が農業者年金の経営移譲年金を受給しており、農地が特定処分対象農地であることから、10年以上の設定でなければならないことを確認したため、訂正するものであります。

【報告第7号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無ければ、報告第7号を終わります。
次に、追加議案がございます。
暫時、休憩します。

(人事案件に係る職員は退席 9 : 25)

議案第10号、職員の任免についてを議題といたします。
農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、別紙のとおり
職員の任免について承認を求めるものであります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第10号について、説明いたします。

【議案第10号を説明】

会 長 暫時、休憩します。

(休憩)

休憩を解き、会議を再開いたします。
議案の審議に入ります。
議案第10号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第10号は承認することとします。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和5年3月13日


田舎館村農業委員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

山 本 久 行 

委 員

中 山 静 子 